

兵庫県医師会認定ライフサポートインストラクター規程

(趣旨)

第1条 兵庫県医師会と健康スポーツ関連施設連絡協議会(以下「健スポ協」という。)は、プール水難事故の際、負傷者に対して心停止の可能性があるものとして、頸椎カラーを使用した頸椎固定とバックボードによる全脊椎固定を施し、その後速やかなAEDを使用した心配蘇生法の施術をすることを会得した指導員の育成を目的として、兵庫県医師会認定ライフサポートインストラクター(以下「ライフサポートインストラクター」という。)の規程を以下のとおり定める。

(定義)

第2条 兵庫県医師会認定 AED インストラクターである者で、兵庫県医師会と健スポ協が主催するプール水難事故救助法講習会(以下「水難講習会」という。)の課程を修了し且つ評価判定の結果合格した者は、ライフサポートインストラクターに認定登録申請する資格が与えられる。

(水難講習会)

第3条 水難講習会は別表1に示す内容で、兵庫県医師会と健スポ協が主催し、適時開催する。

(水難講習会受講料)

第4条 水難講習会の受講料は別に定める。

(認定登録)

第5条 認定登録申請及び認定日については、兵庫県医師会認定 AED インストラクター規程に準ずる。

2 認定登録申請費用は別に定める。

(認定登録更新)

第6条 兵庫県医師会認定 AED インストラクター規程に準ずるほか、有効期限の6ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に、水難事故救助法更新講習会を受講しなければならない。

2 水難事故救助法更新講習会受講料は別に定める。

(認定登録の取消)

第7条 兵庫県医師会並びに健スポ協の意向に反しまたは、名誉を傷つける行為をした者は、その認定登録を取り消すものとする。

(付則)

この規程は平成16年9月1日発布の兵庫県医師会認定ライフサポートインストラクター認定要綱を改めて、平成17年3月1日より施行する。

(別表1)

項 目		時間(分)
講 義	オリエンテーション	120
	基本的な救命救急処置の確認	
	全脊椎固定法の知識、基本的原理	
実技講習	全脊椎固定方法	180
	全脊椎固定方法の指導法	
評価判定	実技試験	60
計		360